

# 警視庁保護取扱規程

昭和 34 年 3 月 16 日  
訓 令 甲 第 6 号  

存	続	期	間
---	---	---	---

- 〔沿革〕 昭和 35 年 5 月 訓令甲第 21 号 (い)  
36 年 9 月 同第 28 号 (ろ)  
38 年 10 月 同第 24 号 (は)  
42 年 11 月 同第 33 号 (に)  
63 年 6 月 同第 14 号 (ほ)  
平成 5 年 3 月 同第 7 号 (へ)  
6 年 11 月 同第 36 号 (と)  
12 年 3 月 同第 17 号 (ち)、8 月同第 28 号 (り)、12 月同第 43 号 (ぬ)  
19 年 5 月 同第 18 号 (る)  
20 年 12 月 同第 41 号 (を)  
22 年 3 月 同第 14 号 (わ)  
27 年 7 月 同第 32 号 (か) 改正

## 目 次

### 第 1 章 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 処遇の適正
- 第 3 条 管理の責任
- 第 4 条 構造設備についての基準
- 第 5 条 取扱上の心構え
- 第 6 条 保護室の維持管理

### 第 2 章 保護取扱の基準

- 第 7 条 保護の着手
- 第 8 条 保護主任者等の措置
- 第 9 条 保護場所
- 第 10 条 保護取扱簿
- 第 11 条 所持品等の保管
- 第 12 条 保護主任者等の引継

### 第 3 章 要保護者の観護

- 第 13 条 要保護者の観護
- 第 14 条 観護者の交替
- 第 15 条 異状発見の場合の措置

### 第 4 章 要保護者引渡し等の措置

第 16 条 精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者引渡等の措置

第 17 条 行方不明者等引渡し等の措置

第 18 条 引渡等の記録

第 19 条 保護期間の延長

第 20 条 裁判所に対する通知

## 第 5 章 雑則

第 21 条 児童福祉法に基く一時保護

第 22 条 少年法、少年院法及び少年鑑別所法に基く仮収容

第 23 条 売春防止法及び婦人補導院法に基く一時収容

## 付則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号。以下「警職法」という。）第 3 条第 1 項及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和 36 年法律第 103 号。以下「めい規法」という。）第 3 条第 1 項による保護を適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。（ろ）

### (処遇の適正)

第 2 条 警職法第 3 条第 1 項各号及びめい規法第 3 条第 1 項に該当する者（以下「要保護者」という。）を保護するに当つては、法令の定めるところによるのほか、この規程に従い、その処遇の適正を期し、いやしくも人権を侵害することのないように留意しなければならない。（ろ）

### (管理の責任)

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、要保護者の保護及び保護室の管理について全般の指導監督に当り、その責に任ずるものとする。（に、へ、ち、を）

2 生活安全担当課長（島部警察署にあつては防犯を担当する係の警部補。以下「保護主任者」という。）は署長を補佐し、保護にあたる警察官を指揮監督するとともに要保護者の保護及び保護室の管理についてその責に任ずるものとする。ただし、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者の保護については、保護室の管理を除き、地域課長（島部警察署にあつては地域を担当する係の警部補。以下同じ。）がその責に任ずるものとする。

3 保護主任者又は地域課長（以下「保護主任者等」という。）が不在の場合は、本署当番責任者（島部警察署にあつては宿直責任者）又は署長の指定した者が保護主任者等に代つてその職務を行なうものとする。

### (構造設備についての基準)

第 4 条 保護室の構造設備については、なるべく要保護者の区別に応じたものとするほか、

自殺、自傷事故等が防止できるよう留意しなければならない。

2 保護室の構造設備の基準については、別に定める。

(取扱上の心構え)

第5条 警察官は、要保護者の取扱に当っては次の各号に留意し、適正、妥当な取扱をするように努めなければならない。(ろ、わ)

- (1) 要保護者の性格その他個々の態様に応じ、救護にふさわしい処遇を行うように留意すること。
- (2) 精神錯乱者又はでい酔者及びでい酔に至らないめいてい者の保護に当っては、自殺、自傷行為を防止し、また、他の者に危害若しくは損害を及ぼすことのないように留意すること。
- (3) 行方不明者、迷い子、迷い人、病人、負傷者等（以下「行方不明者等」という。）の保護に当っては、保護者に代つて観護するという心情をもつて処遇に当たるとともに自殺等の事故防止に留意し、特に病人、負傷者等の保護に当っては、すみやかに医療措置をとるように留意すること。

(保護室の維持管理)

第6条 署長は、保護室の整備改善、保健衛生その他維持管理の適正を期さなければならない。

## 第2章 保護取扱の基準

(保護の着手)

第7条 警察官は、要保護者を発見したときは、救護のため必要な措置を講じ、すみやかに保護主任者等（保護主任者等に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ。）に対し保護を必要とする理由、観護上注意を要する事項を報告し、保護主任者等の指揮を受けなければならない。(ろ、に、と、わ)

- 2 要保護者は、原則として本署に同行しなければならない。ただし、短時間内に引渡しを行い得るもの等については、保護主任者等の指揮を受けて交番、駐在所その他適当な場所で保護することができる。
- 3 要保護者を同行する場合は、次の各号により取扱の適正を期さなければならない。
  - (1) 精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者については、必要に応じ、2人以上により又は自動車を利用する等危害予防に留意するものとする。
  - (2) 行方不明者等については、自殺事故防止に注意するとともに、なるべく目立たない方法をとるように留意するものとする。

(保護主任者等の措置)

第8条 保護主任者等は、前条の規定により報告を受けたときは、要保護者の年齢、性別、健康状態、自殺のおそれの有無等個々の態様に応じて、保護場所の選定その他保護に必要な措置を講じなければならない。(に)

- 2 要保護者を保護したときは、すみやかにその者の家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）に通知しその者を引き渡すための措置を講じなければならない。

（保護場所）

第9条 保護場所の選定に当つては、精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者、行方不明者等その区別及び性別に応じて保護場所の使用を区分し、その適正を期さなければならない。（ろ、わ）

- 2 精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者の保護は次の各号によるものとする。
  - (1) 乱暴する者及び警察官の制止をきかずにふらつく者は、原則として保護室を用いて保護すること。
  - (2) 家族等引取人の居所が容易に判明しない者又は家族等が判明してもその者の引取りに長時間を要し、保護室を用いて保護することが適切と認められる者は、状況により保護室を用いて保護することができる。
  - (3) 前各号に該当しない者は、事務室その他適当な場所において保護すること。
- 3 行方不明者等の保護は次の各号によるものとする。
  - (1) 合理的に判断して自殺のおそれある者又は過去の経歴等から判断して逃走し浮浪するおそれのある家出少年は原則として保護室を用いて保護すること。
  - (2) 前号に該当しない者は、保護室その他観護上適当な場所において保護すること。

（保護取扱簿）

第10条 要保護者を保護したときは、別記様式第1号の「保護取扱簿」又は別記様式第1号の2の「でい酔者等保護取扱簿」（以下「保護取扱簿等」という。）を作成し、その状況を明らかにしておかなければならない。（を）

（所持品等の保管）

第11条 精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者を保護するに当つては、事故を防止するため必要な限度において、その者が自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物を所持しているか否かを確認、これらの物を所持しているときは、これを保管するものとする。また、現金、有価証券その他貴重品で本人に所持させておくことによりこれを破損又は紛失するおそれのある場合もなるべく預かるようにするものとする。（ろ、は、り、を、わ）

- 2 女性について前項の措置をとる場合は、成年の女性を立ち合わせるものとする。ただし、保護のため急を要し、かつ、立会人が得られないときは、幹部を立ち合わせなければならない。
- 3 前2項の措置については急を要し、かつ、やむを得ない場合を除き、本署において行なうものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により物品、金銭等を保管するときは、必ず立会人をおき、その数量及び保管者を保護取扱簿等に明らかにしておくものとする。
- 5 保管した物品、金銭等を返還する場合は、その員数、金額、保管の事情等を明らかに

してこれを行わなければならない。

- 6 行方不明者等についての所持品の調査及び保管はその者の承諾を得た場合に限りこれを行うことができる。この場合は、前5項を準用する。

(保護主任者等の引継)

- 第12条 保護の引継を行う場合、保護主任者等は、要保護者の観護上注意を要する事項その他保護に必要な事項を連絡しなければならない。(に)

### 第3章 要保護者の観護

(要保護者の観護)

- 第13条 保護主任者等は、要保護者を保護した場合は、その者の観護に当る者を指定しなければならない。(は、に、る)
- 2 前項により指定された者は、必要に応じ要保護者の世話をを行う等その観護に当るものとする。
- 3 幹部は、留置施設の巡視の都度、保護室を巡回しなければならない。

(観護者の交替)

- 第14条 要保護者の観護に当る者が勤務を交替する場合は、要保護者の性癖、動静等観護上注意すべき事項を確実に引き継がなければならない。(ち)

(異状発見の場合の措置)

- 第15条 要保護者について異状を発見した者は、応急の措置を講じ直ちに署長に報告しなければならない。
- 2 署長は、前項の報告を受けたときは、すみやかに事案に応じて調査、医療の措置、関係者への連絡等必要な措置を講じなければならない。
- 3 署長は、要保護者の死亡、自傷行為等特異な事項は、すみやかに関係部長及び方面本部長に報告しなければならない。

### 第4章 要保護者引渡し等の措置

(精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者引渡し等の措置)

- 第16条 保護した精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者の引渡し又は引継は、次の各号により措置しなければならない。(ろ)
- (1) 精神錯乱者については、人相、特徴、所持品、言動等により所在不明若しくは病院逃走のため手配中の者であるか否かについて調査する等その身元の発見に努め、身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すものとし、家族等に引き渡すことができないときは、関係機関に引き継ぐものとする。
- (2) でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者については所持品、言動等により、その身元の発見に努め、身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すものと

する。なお家族等に引き渡すことができない者については、救護の必要がなくなつたときに、すみやかに保護解除の措置をとるものとする。

(行方不明者等引渡し等の措置)

第17条 保護した行方不明者等の引渡し又は引継は、次の各号により措置しなければならない。(わ)

- (1) 行方不明者については、その者より事情等を聴取して、その身元の発見に努め、身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すものとする。ただし、引き渡すことができない者で、救護の必要がなくなつたときは、保護解除の措置を取るものとする。
- (2) 病人、負傷者等については、所持品、言動等により、その身元の発見に努め、身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すものとする。ただし、引渡し前において救護の必要がなくなつたときは、保護解除の措置を取るものとする。
- (3) 迷い子、迷い人については、その者の人相、着衣、言動等により、必要な手配を行い、その身元の発見に努め、身元が判明したときは、すみやかに家族等に引き渡すものとする。
- (4) 家族等に引き渡すことができないときは、これを関係機関に引き継ぐものとする。

(引渡等の記録)

第18条 前2条の規定により家族等に要保護者を引き渡し、又は関係機関に引き継いだとき又は保護解除をしたときは、保護取扱簿等に所要事項を記載するものとする。この場合、引き渡し又は引き継いだものについては、所定欄に家族等又は関係機関の署名又は押印を受けるものとする。(を)

(保護期間の延長)

第19条 保護主任者等は、要保護者(でい酔に至らないめいてい者を除く。)の保護に当り24時間をこえて引き続きその者を保護する必要があるときは、署長の指揮を受け、あらかじめ所轄簡易裁判所の裁判官に対し、別記様式第2号の「保護許可状請求書」により、警職法第3条第3項ただし書きに規定する許可状を請求しなければならない。

(ろ、に、を)

(裁判所に対する通知)

第20条 署長は、警職法第3条第5項及びめい規法第3条第4項の規定により、毎週、警察で保護した要保護者の保護状況を、別記様式第3号の「保護通知書」によつて所轄簡易裁判所に通知しなければならない。(ろ、を)

## 第5章 雑則

(児童福祉法に基く一時保護)

第21条 第7条第1項、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条ないし第15条の規定は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により児童相談所長から委託を受けて児童を保護室その他適当な場所に一時保護する場合に準用する。

（少年法、少年院法及び少年鑑別所法に基く仮収容）

第22条 第7条第1項、第8条、第10条ないし第15条の規定は、少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項の規定により同行状を執行する場合、少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項後段において準用する同条第1項若しくは第90条第5項後段において準用する同条第4項の規定により連れ戻す場合又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項後段において準用する同条第1項若しくは第79条第5項後段において準用する同条第4項の規定により連れ戻す場合において、その者を保護室に仮に収容する場合に準用する。（か）

（売春防止法及び婦人補導院法に基く一時収容）

第23条 第7条第1項、第8条、第10条ないし第15条の規定は、売春防止法（昭和31年法律第118号）第22条第3項に規定する収容状及び同法第27条第6項の再収容状を執行する際に一時収容を行う場合、又は婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条第1項及び第3項の規定より婦人補導院からの逃走者を連れ戻す場合において、その者を保護室に一時収容する場合に準用する。

付 則

この規程は、昭和34年4月1日から施行する。

以下改正付則抄録